



(電子版)

info@jikosoren.jp

2018年 第14号 2018年6月4日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071 fax. 03-3874-4997

査定方法見直し、人件費をマイナスとするな 仙台の運賃改定率2.62%問題で東北運輸局と交渉

仙台市の運賃改正（2月25日実施）が改定率2.62%と超低率となり、増収にも労働条件改善にもなっていない問題で自交総連宮城地連は5月31日、本部・菊池書記長も参加して東北運輸局と交渉、具体的な提案も示して査定方法を見直すよう要請しました。

仙台市の運賃改定は23年ぶりにもかかわらず、2.62%の改定率で「こんな値上げならしないほうがまし」との声が強まっています。宮城地連では2回の運輸局交渉で査定の計算過程の公表を求めましたが局が拒否したため、情報公開法に基づく行政文書開示請求を行い4月3日に資料の一部が開示されました。本部では、開示資料にもとづき計算過程を検証しました（付属資料参照）。

運賃改定の査定では、運転者人件費は下記のようにマイナスとなっています。

(原計13社)	実績年度	平年度(実績の翌々年度)	
		上乗せ前*	上乗せ後*
運転者人件費 (実績比増減率)	342.00億円	330.01億円 △3.5%	338.57億円 △1.0%

* 「上乗せ」とは2007年の325号通達でとられた新しい新査定方式による上乗せ分のこと

マイナスとなった要因は、開示資料によれば、①運転者の平均給与月額が運送収入の減少に比例して減ると計算されていること、②支給延人員が実働日車数の減少に比例して減ると計算されていることが原因とわかりました。

しかし、規制緩和見直しのためのタクシー特措法、同改正法は運転者の労働条件を改善するために減車することが主旨であり、車が減ったから運転者も減り、人件費も少なくすむと査定するのは、主旨に反することです。したがって計算上、平均給与月額と支給延人員がマイナスとなった場合は、実績から変更なしと査定すべきだという改善策を提示しました。このやり方で査定し直すと、改定率は4.95%になります。

こうした具体的な提案を示して運輸局の見解を質したところ、局側は、改定率の低さは事業者からも不満が出ている、特措法の観点（労働条件改善）は組合の言うとおりだが、東北運輸局だけ他と違うやり方で査定するわけにはいかない、要請された意見も含めて本省に報告して相談したい——と答えました。

地連では、査定方式を見直し、できるだけ早く運賃再改定を行うよう求めて、宣伝行動を強めていくことにしています。

東北運輸局交渉 2018. 5. 31

